

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	21	担当課	消防防災安全課
法令名	高压ガス保安法	根拠条項	49-1	許認可等の内容	容器再検査	
<p>○高压ガス保安法 (昭和26年6月7日法律第204号) (容器再検査)</p> <p><u>第49条 容器再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は経済産業大臣が行う容器検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法により行う。</u></p> <p>2 容器再検査においては、その容器が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合しているときは、これを合格とする。</p> <p>[参考条文1]</p> <p>○高压ガス保安法施行令 (平成9年2月19日政令第20号) (都道府県が処理する事務)</p> <p>第18条</p> <p>2 法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。</p> <p>四 容器再検査に関する法第四十九条第一項、第三項及び第四項に規定する事務 (鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者</p> <p>イ ロに掲げる場合以外の場合 当該容器再検査に係る容器の所在地を管轄する都道府県知事</p> <p>ロ 当該容器の所在地が指定都市の区域内にある場合 当該指定都市の長</p> <p>[参考条文2]</p> <p>容器保安規則 (昭和41年5月25日通商産業省令第50号)</p> <p>第24条 (容器再検査の期間)</p> <p>第25条 (容器再検査の方法)</p> <p>第26条 (容器再検査における容器の規格)</p> <p>[参考条文3]</p> <p>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 (平成9年3月25日通商産業省告示第150号)</p>						

(様式 5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

(変更)